

兵庫県公報

平成19年10月30日 火曜日 第 1923 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

ページ

- 淡路市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）…………… 1
- 神戸市の区域内における町の区域変更及び名称変更（同）…………… 2
- 淡路市の区域内における字の区域変更（同）…………… 2
- 住居表示の実施に伴う加古郡播磨町の区域内における町の設定、字の区域変更及び字の廃止（同）…………… 2
- 平成19年度第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）…………… 6
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）…………… 7
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）…………… 9
- 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）……………10
- 町営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）……………10
- 保安林の指定（豊かな森づくり課）……………10
- 保安林の指定予定（同）……………11
- 同 上（同）……………11
- 保安林の指定の解除予定（同）……………12
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続等（県土整備部総務課）……………12
- 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）……………14
- 道路の位置指定（建築指導課）……………14

公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）……………15
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）……………15
- 落札者等の公示（県立大学）……………16

公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施……………16

病院局公告

- 医事業務委託業者の募集公告（県立光風病院）……………18
- 同 上（県立姫路循環器病センター）……………20

病院局辞令

- 幸地 芳朗ほか……………23

告 示

兵庫県告示第 1115 号

淡路市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成19年9月28日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

所 在 地	面 積

淡路市塩尾字網代615の1に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地

3,003.20㎡

兵庫県告示第 1116 号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更及び名称の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年11月15日からその効力を生ずるものとする。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後
町	地 番	町
港島南町4丁目	1の1の一部 3の一部 4の一部	港島南町7丁目
港島南町5丁目	1の1の一部	

備考 地番は、平成19年7月10日現在の地番である。

兵庫県告示第 1117 号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

編 入 す る 区 域		編 入 先 の 字
所 在 地	面 積	
淡路市塩尾字網代615の1に隣接する国有海浜地の地先の公有水面埋立地	3,003.20㎡	塩尾字網代

備考 地番は、平成19年7月31日現在の地番である。

兵庫県告示第 1118 号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、加古郡播磨町の区域内において、次のとおり、町の設定、字の区域の変更及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、播磨町長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年11月5日からその効力を生ずるものとする。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前 の 区 域 及 び 名 称	変 更 後 の 区 域 及 び 名 称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変 更 後 の 境 界 線	変更後の区域に含まれる変更前の字名

西野添五丁目	町道野添北13条線の西側 町道平岡野添南線の南側 国道250号線の西側 喜瀬川の中央線	野添五丁目 野添字五反田
東野添二丁目	町道大中二見線の西側 町道古宮土山線の南側 国道250号線の西側 町道二子北部中央線の西側 北池の東側 町道北池蓮池線の西側 町道土山新島線の南側	野添東一丁目 野添字スベリ 野添字鹿ノ川東 二子字辻り 二子字野々池下の一 部 二子字谷田の一部 二子字外堀の一部 二子字煎田

変更前の区域及び名称

別図1

野添字五反田

野添五丁目

野添字スベリ

野添東一丁目

野添字鹿ノ川東

二子字辻り

二子字煎田

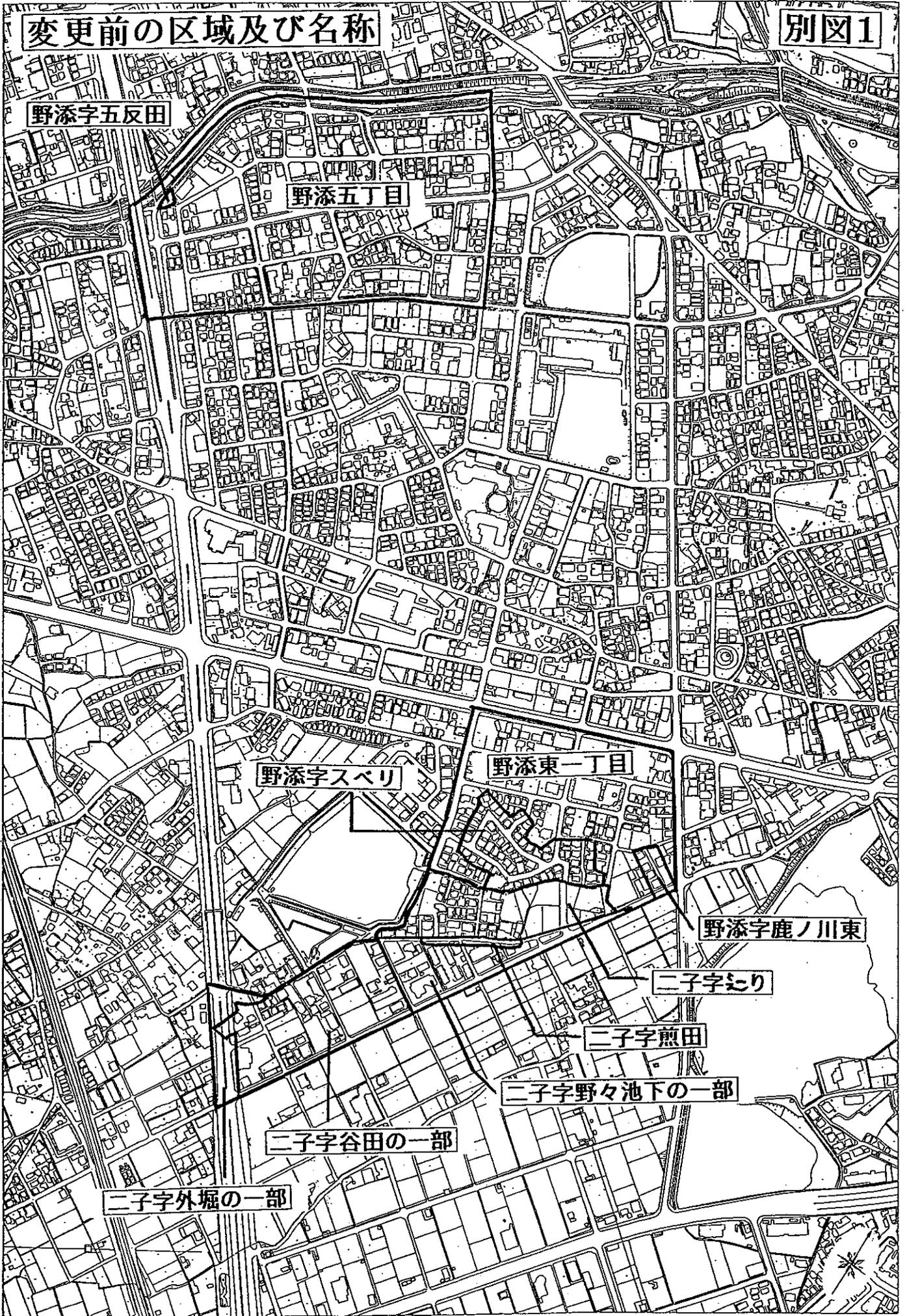
二子字野々池下の一部

二子字谷田の一部

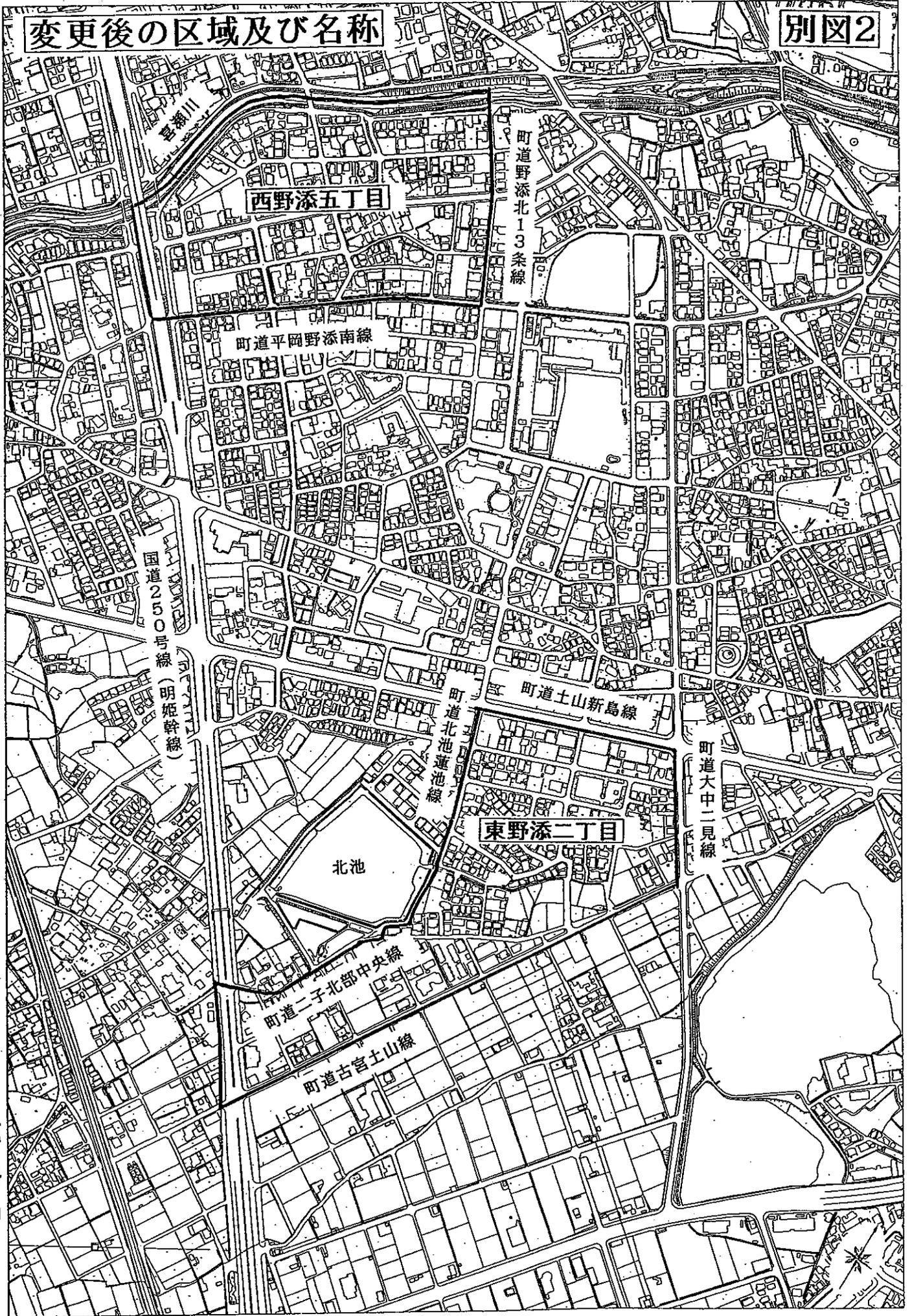
二子字外堀の一部

1:6000

藤岡町



変更後の区域及び名称



1:6000 播磨町

兵庫県告示第 1119 号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成20年2月10日（日）

甲種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時30分まで
乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時まで
乙種第4類危険物取扱者試験	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
丙種危険物取扱者試験	午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
伊丹	大手前大学伊丹キャンパス	伊丹市稲野町2-2-2
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

(1) 甲種危険物取扱者試験

- ア 物理学及び化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種危険物取扱者試験

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

(3) 丙種危険物取扱者試験

- ア 燃焼及び消火に関する基礎知識
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法
- ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学
- イ 危険物に関する法令

- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受けるものについては、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

- ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部
- イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部

- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受けるものについては、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

燃焼及び消火に関する基礎知識

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画管理部災害対策局消防課及び各県民局において、平成19年12月初旬から配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した無帽無背景正面上三分身像で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したもの

ウ 受験資格を有することを証明する書類（甲種危険物取扱者試験受験者のみ）

エ 乙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、交付を受けている免状（乙種危険物取扱者免状については表裏両面）の写し

オ 丙種危険物取扱者試験科目の一部免除を受けようとする者は、5年以上消防団員として勤務したことを証明する書類及び消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了したことを証明する書類

(2) 受付場所及び受付期間

受付場所は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。（郵送可）

受付期間は、平成20年1月4日（金）から同月11日（金）の午前9時から午後5時までとする。（土・日曜日及び祝祭日を除く）

郵送の場合は、簡易書留、配達記録郵便等、送達確認可能な方法で送付すること。（平成20年1月11日（金）の消印有効。）

(3) 手数料

所定の振込用紙により次の額の手数料を郵便局で振り込むこと。ただし、受験願書受付後は、手数料は返還しない。

- | | |
|--------------|--------|
| ア 甲種危険物取扱者試験 | 5,000円 |
| イ 乙種危険物取扱者試験 | 3,400円 |
| ウ 丙種危険物取扱者試験 | 2,700円 |

(4) その他

ア 複数受験（同一試験時間帯の場合）

すでに、乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者に限り、他の乙種試験を3種類まで同時に受験することができる。ただし、乙種第4類との複数受験や同じ類の複数受験はできない。

試験時間は、2種類受験が1時間10分、3種類受験が1時間45分。

イ 併願受験（試験時間帯が異なる場合）

試験時間帯が重ならない同一試験場での2種類、3種類及び乙種第4類の午前と午後の受験もできる。

ウ ア及びイで受験する場合、それぞれ試験の種類ごとに願書を作成し、ホッチキス等で留めて一緒に提出すること。

7 合否の発表

平成20年3月上旬頃に（財）消防試験研究センター兵庫県支部窓口にて公示するとともに受験者全員に郵便で合否を通知する。

8 受験についての問い合わせ先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部 電話（078）361-6610

兵庫県告示第1120号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施

設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
新キャタピラー三菱株式会社 明石事業所
明石市魚住町清水1106-4
執行役員 明石事業所長 尾野輝実
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
新キャタピラー三菱株式会社 明石事業所
明石市魚住町清水1106-4
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	コントロールバルブ 1,500台/月	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時30分 20時～6時 17時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	8～9	8～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,000	1,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	700	700
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	200	200

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m^3 /日)	0	0.5
--	---	-----

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減は無い。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年10月30日から同年11月20日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境政策課

兵庫県告示第 1121 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

西芦田口塩久土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 正 裕	丹波市青垣町西芦田946番地 3
同	高 氏 一 吉	同 市青垣町西芦田1195番地 1
同	足 立 孝 夫	同 市青垣町口塩久507番地
同	細 見 和 男	同 市青垣町西芦田966番地
同	中 山 哲 己	同 市青垣町西芦田938番地 1
同	上 山 一 雄	同 市青垣町西芦田1022番地
同	大 西 隆	同 市青垣町西芦田1374番地
同	澤 瀧 資 賢	同 市青垣町西芦田339番地
同	田 中 義 信	同 市青垣町西芦田131番地
同	大 西 勉	同 市青垣町西芦田290番地 2
同	大 谷 吉 春	同 市青垣町西芦田92番地 1
同	谷 川 光 二	同 市青垣町西芦田46番地
同	谷 川 晴 彦	同 市青垣町西芦田98番地
同	足 立 政 和	同 市青垣町口塩久276番地
同	土 田 美 代 司	同 市青垣町口塩久370番地
同	足 立 昭	同 市青垣町口塩久533番地
同	足 立 勝 則	同 市氷上町成松500番地 7
同	足 立 直 之	同 市青垣町口塩久504番地
監 事	蘆 田 隆 二	同 市青垣町西芦田335番地 1
同	足 立 岩 夫	同 市青垣町西芦田1018番地 1
同	足 立 敏 郎	同 市青垣町口塩久261番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 正 實	丹波市青垣町西芦田965番地
同	足 立 正 裕	同 市青垣町西芦田946番地 3
同	芦 田 農 夫 男	同 市青垣町西芦田981番地 1
同	芦 田 昌 俣	同 市青垣町西芦田1010番地
同	上 山 一 雄	同 市青垣町西芦田1022番地
同	小 林 和 夫	同 市青垣町西芦田1295番地
同	足 立 好 且	同 市青垣町西芦田333番地
同	蘆 田 繁 則	同 市青垣町西芦田306番地
同	下 垣 健 治	同 市青垣町西芦田200番地 1

同	谷	川	光	男	同	市青垣町西芦田98番地
同	小	川	則	男	同	市青垣町西芦田30番地 1
同	仲	川	英	昭	同	市青垣町西芦田116番地 1
同	足	立	勝	則	同	市水上町成松500番地 7
同	足	立	拓	眞	同	市青垣町口塩久308番地
同	岸	田	貞	武	同	市青垣町口塩久346番地
同	足	立	仁右衛門		同	市青垣町口塩久528番地
同	足	立		薫	同	市青垣町口塩久492番地
同	足	立	秀	一	同	市青垣町口塩久510番地
監 事	蘆	田	隆	二	同	市青垣町西芦田335番地 1
同	高	氏	一	吉	同	市青垣町西芦田1195番地 1
同	廣	瀬	隆	己	同	市青垣町口塩久388番地 5

兵庫県告示第 1122 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成19年10月18日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	笹野地区	平成19年10月30日から 同年11月19日まで	たつの市役所

兵庫県告示第 1123 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
赤穂郡上郡町	基盤整備促進事業 (担い手育成型)	石堂地区	平成19年10月30日から 同年11月19日まで	赤穂郡 上郡町役場

兵庫県告示第 1124 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
神崎郡神河町南小田字榊谷1574、1574の1から1574の4まで、1574の19から1574の23まで、1575、1575の1、1576、1576の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第1125号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
神崎郡神河町大山字間谷1180の1・字小谷1182の1から1182の3まで・1182の6の1・1182の6の3・1182の8・1182の13(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、1182の4の1、1182の4の2、1182の5の1、1182の5の2、1182の6の2、1182の7
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字間谷1180の1・字小谷1182の1・1182の3・1182の5の1・1182の5の2・1182の6の1・1182の6の2・1182の7・1182の8(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第1126号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町歌長字譲葉2226、2230、2231、2232(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字譲葉2230・2232（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2231

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1127 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 解除予定保安林の所在場所

姫路市家島町真浦字畑ノ原2161の19から2161の21まで、2161の22（次の図に示す部分に限る。）、2161の95、2161の96、字畑2263の30（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民局地域振興部姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1128 号

次の手続等について、平成19年11月1日から、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができることとするので、同規則第3条の規定に基づき公示する。

平成19年10月30日

兵庫県知事 井戸敏三

条 例 等	規 定	手 続 等 の 内 容
1 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）	第 10 条	公園施設の設置に関する工事完了の届出 都市公園の占用に関する工事完了の届出 公園施設の設置に関する廃止の届出 公園施設の管理に関する廃止の届出 都市公園に係る占用廃止の届出
2 兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）	第4条第1項 第2項	港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可の申請
	第7条第1項	港湾施設の使用を伴う工作物設置等許可に係る地位承継の届出